

## (22) 学校内における連携及び相談体制の充実 【施策番号166】

文部科学省において、学校内で児童生徒等の相談などに適切に対応ができるよう、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置の拡充、スクールカウンセラーの緊急支援のための派遣に対して補助を行ってきた。

平成23年度に引き続き、平成24年度においても小・中学校等にスクールカウンセラーを適切に配置できる経費（約2万校分）を補助し、相談体制などの充実を図っている。

## (23) 学校における相談対応能力の向上等 【施策番号167】

文部科学省において、学校の教職員が児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、生徒指導の指導者となる教員に対して教育相談に関する研修を実施している。

また、教育相談体制の充実等については、P47【施策番号61】参照

## (24) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進 【施策番号168】

P74【施策番号165】参照

## (25) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨 【施策番号169】

警察庁において、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議などを通じて各都道府県警察に対し指導・督励や好事例の勧奨を行うとともに、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配付している。

## (26) 「被害者の手引」の内容の充実等 【施策番号170】

ア 警察庁において、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに、被

害者参加制度や損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、刑事手続や裁判で利用できる制度についての情報や、犯罪被害給付制度などの経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報の充実を図っている。

また、平成22年4月、少年事件の処理の流れが分かりやすく「被害者の手引」に示されるようそのモデル案を作成するなど、少年犯罪の被害者に向けた情報提供の充実を図っている。

「被害者の手引」は、これまでと同様に被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、刑事手続・犯罪被害者等のための制度を教示する際などに広く活用することとしている。

## 【施策番号171】

イ P64【施策番号118】参照

## (27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知 【施策番号172】

損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P32【施策番号4】参照。

警察において、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金（<http://kyuenkikin.or.jp>）について情報提供を行っている。同基金では、昭和56年10月の基金設立以来、平成25年3月までに1,937人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、約22億2,408万円の奨学金を給与している。また、同基金では、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、平成20年度から平成24年度までに、海外での殺人事件の遺族1人と、現に著しく困窮している被害者4人に総額1,450万円を支給している。

○ 海上保安庁において、ホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/hanzaihigai/index.files/hanzaihigai.pdf>) で犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供などに努めている。

**(28) 刑事の手続等に関する情報提供の充実**  
【施策番号173】

ア P64【施策番号117】参照

【施策番号174】

イ P64【施策番号119】参照

**(29) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実**

【施策番号175】

ア 厚生労働省において、医療機関等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力できるよう、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を必要に応じて実施するなど、適切に対応している。

【施策番号176】

イ 保健所や精神保健福祉センターにおいて、犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を実施しており、医療が必要な場合には、医療機関に紹介を行うなど、関係機関と連携している。

保健所においては、地域精神保健活動の一環として、精神保健相談窓口を設置し、心の健康相談を実施している。

精神保健福祉センターにおいては、専門知識を有する者による面接相談や電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できるような体制を整備している。また、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導などを行っている。

**(30) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大**

【施策番号177】

都道府県警察において、性犯罪被害者から被害相談などを受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備などを推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られることなどを十分に説明した上で、犯罪被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。

平成24年4月現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている。

**(31) 地域包括支援センターによる支援**

【施策番号178】

地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進している。

**(32) 日本司法支援センターによる支援**

【施策番号179】

ア P30【施策番号2】参照

【施策番号180】

イ P63【施策番号116】参照

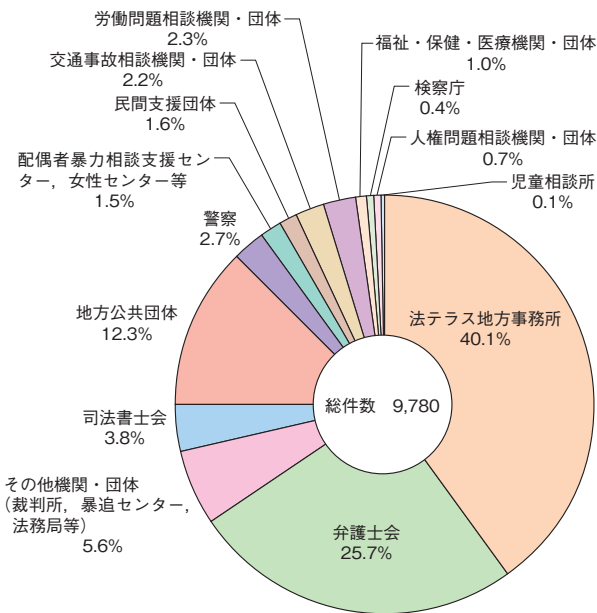
【施策番号181】

ウ 日本司法支援センターの犯罪被害者支援業務においては、警察庁や日本弁護士連合会などの関係機関・団体に対する同センターの周知とともに、これら関係機関・団体と十分な連携を図っていくことが求められており、各都道府県警察などが事務局となって主催している被害者支援連絡協議会のほか、警察、地方公共団体、日本弁護士連合会、民間被害者支援団体などの関係機

関・団体を招いて開催する地方協議会において被害者参加制度や被害者参加人のための国選弁護制度に関する説明及び被害者週間における啓発・広報活動などを行い、被害者支援に関する関係機関・団体との連携・協力関係の強化を図った。

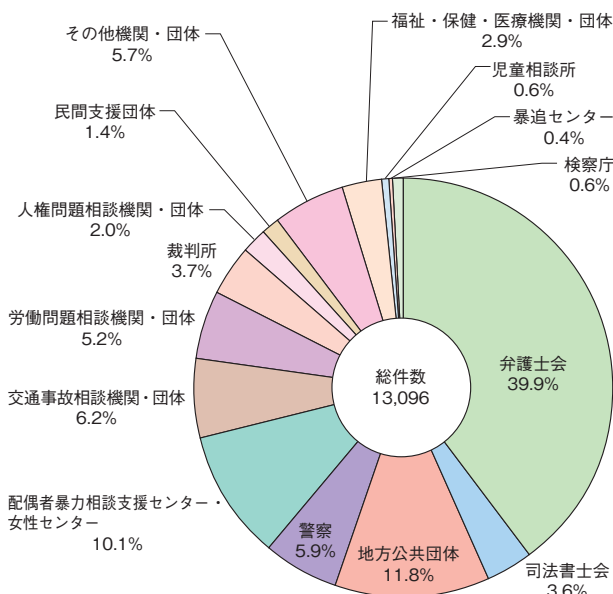
これらの取組を通じて、日本司法支援センターは、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者支援のための研修について広く実施できるよう努めたり、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たしたりしている。今後も、各地の関係機関・団体とより緊密な連携・協力関係を構築するため、関係機関・団体が実施する連絡会議において、業務現況の説明や協力要請、実務担当者間における情報交換の実施などの積極的な働きかけ、取組を行っていく。

**犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先（平成23年度）**



提供：法務省

**地方事務所で対応した問合せに対する紹介先（平成23年度）**



提供：法務省

**(33) 自助グループの紹介等**

**【施策番号182】**

警察において、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談や支援などの機会や民間被害者支援団体を通じて、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

**(34) 犯罪被害者等施策のホームページの充実**

**【施策番号183】**

内閣府において、犯罪被害者等施策に関する情報（関係法令、相談機関、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局など）を犯罪被害者等施策のホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/contents.html>）に掲載し、適宜、見直し作業を行っている。また、犯罪被害者白書の概要版等、英文による情報提供も行っている。

引き続き、コンテンツの充実を図るとともに、国民が必要な情報を利用しやすいサイト環境の整備改善に努めていく。

**(35) インターネット以外の媒体を用いた情報提供**

**【施策番号184】**

各省庁において、インターネットなどで情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じることのないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努めている。

内閣府において、各省庁の施策や民間支援団体等の活動状況などについて、毎年犯罪被害者白書を発行しており、犯罪被害者等と接点を有する関係省庁・機関、地方公共団体、民間犯罪被害者支援団体等に送付するほか、これら関係省庁等との会議等面談の機会や、広報啓発活動（P3コラム1「犯罪被害者週間の実施」参照）時の展示スペースの活用などを通じ、犯罪被害者等に情報提供を行っている。また、国民のつどいの開催や推進会議の議事の概要について、メディアに対して説明するなど、積極的な情報提供に努めている。

**国民のつどい中央大会でのポスター展示状況**



警察庁において、「被害者の手引」（P75【施策番号170】参照）・「警察による犯罪被害者支援」（P97【施策番号230】参照）などにより積極的な情報提供に努めている。

総務省において、住民基本台帳の閲覧制度改正について、地方公共団体に対する説明会を開催し、その模様を自治体衛星通信機構において放映するとともに、同通信機構におい

て紹介番組を放映した。また、ポスターやリーフレットを作成し、全市町村の窓口に配置した。

法務省において、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者等の方々へ」、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」などにより積極的な情報提供に努めている（P64【施策番号117】参照）。

文部科学省において、犯罪被害者等施策にかかわる省庁の協力を得て、「被害者の手引」など当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者などに提供している。

厚生労働省において、児童虐待について幅広く国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・リーフレットの作成、配布、政府広報を活用したインターネットテレビやラジオ、新聞等により児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなどの広報啓発活動を実施している（P97【施策番号225】参照）。

国土交通省において、公営住宅の管理主体に対し、配偶者からの暴力被害者や犯罪被害者等を対象とした公営住宅への入居に係る配慮を依頼する通知を発出し、地方公共団体においても、募集パンフレットへの記載等を通じて、適切な運用が図られるよう努めている。なお、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対しても、公営住宅への優先入居などの施策の周知が図られている。

**(36) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実**

**【施策番号185】**

法務省において、全国の保護観察所に被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施

においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、犯罪被害者支援に必要な情報を提供するなどしているほか、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図り、協力関係を発展させるよう努めている。

### (37) 保護司に対する研修等の充実

#### 【施策番号186】

法務省において、刑事裁判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図っている。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図っている。

### (38) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

#### 【施策番号187】

文部科学省において、不登校児童生徒への対応に際して、中核的な機能を果たす教育支援センター（適応指導教室）などの整備充実を促進するとともに、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、不登校などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方などの観点から、調査研究を引き続き実施している。

### (39) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

#### 【施策番号188】

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題行動を起こすに至った場合には、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システム作りを行い、警察庁と共催による「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、各地域における効果的な取組の普及を図っている。

また、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、いじめや暴力行為などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について調査研究を実施している。

さらに、その他の問題については、児童生徒の抱える問題に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費を補助し、教育相談体制の充実を図っており、平成23年度においては、スクールカウンセラーを小中学校等15,476箇所、スクールソーシャルワーカーを教育委員会等に722人配置している。

### (40) 日本司法支援センターによる長期的支援

#### 【施策番号189】

日本司法支援センターにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供などを通じた支援を行っている。

### (41) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

#### 【施策番号190】

在外公館が提供する支援には、現地警察への届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、御本人による連絡ができない場合に御家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、死亡者の御遺体の身元確認に関する支援などがある。